

●香川県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年11月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	事業所の名称及び所在地	開設者の名称及び主たる事務所の所在地
平成30年9月1日	訪問看護ステーション わかな さぬき市昭和3615番地2	有限会社 インプロ 高松市仏生山町甲1906番地2
平成30年9月15日	訪問看護事業所 ラトリエ さぬき市造田乙井663番地12	特定非営利活動法人 ASAの会 さぬき市長尾西1703番地